

## 函南町教育委員会告示第13号

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱を次のように定める。

令和4年6月22日

函南町教育長 久保田 浩子

### 函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則（平成26年函南町教育委員会規則第2号（以下「規則」という。）第2条第2項の規定により指定された学校にかかわらず、地域と連携した特色のある教育活動を実施する町内の小規模な小学校（以下「小規模特認校」という。）への就学を、就学予定者及び児童（以下「就学予定者等」という。）並びにその保護者が希望する場合に、一定の条件を付して許可する制度（以下「特認校制」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(小規模特認校の指定)

第2条 前条の特認校制を適用する小学校は、函南町立丹那小学校を指定する。

(運用)

第3条 特認校制の実施については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に基づく就学指定校の変更制度の中で運用するものとし、保護者からの申請に基づき、前条に指定する小規模特認校に就学指定校を変更することを許可するものとする。

(就学の条件)

第4条 前条の規定に基づく申請をしようとする就学予定者等及びその保護者は、次の各号の条件を就学期間中も含め、全て満たさなくてはならない。

- (1) 就学予定者等及びその保護者が町内に在住していること、又は就学までに町内への転入が見込まれること。
- (2) 通学する小規模特認校の教育活動及びP T A活動等へ賛同し協力すること。
- (3) 通学における安全確保は、保護者責任の下に行い、その費用についても保護者が負担すること。

(就学時期及び就学期間)

第5条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難と認めるときは、小規模特認校の校長と協議のうえ、その児童を規則第2条第2項の規定により指定する小学校に就学させることができる。

(定員等)

第6条 小規模特認校へ就学できる各学年の就学予定者等の募集定員数は、当該小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、教育委員会と小規模特認校の校長が協議して定めるものとする。

(就学の申請等)

第7条 小規模特認校に就学を希望する就学予定者等の保護者(以下「申請者」という。)は、小規模特認校就学申請書(様式第1号)を教育委員会が定める期日までに小規模特認校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 小規模特認校の校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る就学予定者等及び申請者と面接を行った後、小規模特認校の就学に係る意見書(様式第2号)を作成し、前項の申請書と併せて教育委員会に提出するものとする。

(許可等)

第8条 教育委員会は、申請書の内容を審査するとともに、小規模特認校の就学に係る意見書の内容を考慮し、適当であると認めるときは、就学を許可する。ただし、適当であると認めた就学予定者等が募集定員数を超えたときは、抽選によるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により就学を許可したときは、申請者に小規模特認校就学許可通知書(様式第3号)を交付するものとする。

3 教育委員会は、次に掲げる事項に該当するときは、申請者に小規模特認校就学不許可通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(1) 第4条に規定する就学の条件を満たさないとき。

(2) 第1項の面接により学校長が小規模特認校の就学に適していないと判断したとき。

(3) 第1項ただし書きの規定による抽選に外れたとき。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、前条の規定による許可をした後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4条に規定する就学の条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該就学の許可を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の許可を取り消すときは、小規模特認校就学許可取消通知書(様式第5号)により、就学の許可を得た申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があった児童は、規則第2条第2項の規定により指定する学校に就学するものとする。

(中学就学)

第10条 小規模特認校に就学した児童が卒業後に就学する函南町立中学校は、規則第2条第2項の規定により指定された中学校とする。ただし、当該児童及びその児童の保護者が特に希望する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定による場合は、保護者は就学指定校変更の手続を行わなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

年 月 日

函南町教育委員会 様

保護者住所  
 （申請者）保護者氏名  
 電話番号

小規模特認校就学申請書

小規模特認校への就学を希望するので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

ふりがな			
就学予定者等の氏名		保護者との続柄	
現住所	〒 -		
就学時の住所	<input type="checkbox"/> ※同上のときは、左記□にレ点を記入		
	〒 -		
生年月日	年	月	日 性別
指定校及び学年 (規則第2条第2項関係)	函南町立	小学校	第 学年
希望校及び学年 (小規模特認校)	函南町立	小学校	第 学年
通園している園の名称 ※申請時、未就学の場合 は記入	<input type="checkbox"/> ※通園していない場合は、左記□にレ点を記入		
	幼稚園・こども園・保育園		
小規模特認校を希望する 具体的な理由			
通学方法・通学時間	<input type="checkbox"/> 自家用車 ( 分)		
	<input type="checkbox"/> その他 (内容 . 分) ※自転車通学は、認めていません。		

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

函南町教育委員会 様

函南町立 小学校  
校長 印

小規模特認校の就学に係る意見書

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第7条の規定により本校への就学を希望する就学予定者等に係る意見書を提出します。

ふりがな			
就学予定者等の氏名		保護者との続柄	
保護者（申請者）氏名		就学予定の学年	第 学年
住所	〒 -		
校長意見	(面接実施日 年 月 日)		

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

様

函南町教育委員会 印

小規模特認校就学許可通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への就学について、次のとおり許可したので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第8条の規定により通知します。

ふりがな	
就学予定者等の氏名	
保護者（申請者）氏名	
住所	〒 -
生年月日	年 月 日
就学校名	函南町立 小学校
就学期日	年 月 日
備考	

第 号  
年 月 日

様

函南町教育委員会 印

小規模特認校就学不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への就学について、次のとおり不許可としたので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第8条の規定により通知します。

ふりがな	
申請にかかる児童等の氏名	
保護者（申請者）氏名	
住所	〒 -
希望校及び学年	函南町立 小学校 第 学年
不許可とした理由	

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に函南町教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、函南町を被告として（訴訟において函南町を代表する者は函南町教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号  
年 月 日

様

函南町教育委員会 印

小規模特認校就学許可取消通知書

年 月 日付け第 号により就学を許可した小規模特認校について、次のとおり許可を取り消しましたので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第9条の規定により通知します。

ふりがな	
就学予定者等又は 在校児童の氏名	
保護者氏名	
住所	〒 -
学校名及び学年	函南町立 小学校 第 学年
許可取消しの理由	
備考	

（教示）

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に函南町教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、函南町を被告として（訴訟において函南町を代表する者は函南町教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。